

産後のお母さんの体と心をケア

産婦健康診査

始めました

出産後も母子ともに健康で過ごすことができるように、産婦健康診査を始めました。この健診は、公費負担により実施しています。

産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう。

対象 市の住民基本台帳に記載のある産婦(4月1日以降に出産した人に限る) ※受診日に市外へ転出している場合は、受診できません

受診時期 産後2週間と産後1か月で各1回 ※受診券の有効期限は、出産後8週以内です

受診方法 産婦健康診査受診券兼結果通知票を大阪府内の産婦人科または助産所に提出し、受診してください ※大阪府外の医療機関などで受診する場合は、自己負担となりますが、後日返金の制度がありますので、事前に保健センターへ問い合わせてください。また、一部の医療機関などでは受診できないことがありますので、事前に医療機関に確認してください

受診券の交付 妊娠届出時に母子健康手帳と併せて受診券を交付します ※3月31日までに妊娠届を出した人には、個別に郵送します。対象者で受診券が届いていない人は、問い合わせください

多胎妊婦に

妊婦健康診査受診券を

追加交付します

多胎妊婦が安心して妊婦健診を受診できるよう、妊婦一人あたり14枚交付している妊婦健診の受診券を、多胎の場合は5枚追加して交付します。

対象 市の住民基本台帳に記載のある多胎妊婦で、出産予定日が4月1日以降の人

受診方法

妊婦健康診査受診券(兼結果通知票)を大阪府内の産婦人科または助産所に提出し、受診してください

受診券の交付

妊娠届出時に母子健康手帳と併せて受診券を交付します ※3月31日までに多胎での妊娠届を出した人には、個別に郵送します。対象者で受診券が届いていない人は、問い合わせください

問い合わせ 保健センター

市職員の人事異動

●異動 4月1日付け()は前職

【部長級】

▽政策推進部理事(大阪府職員)田淵寿 ▽教育部理事(教育部副理事兼学校教育グループ課長)酒匂雅夫 ▽狭山中学校長(教育部理事)田中典子 ▽消防本部理事(消防本部理事兼次長)中野真志

【次長級】

▽教育部次長兼歴史文化グループ課長(防災・防犯推進室室次長)谷義浩 ▽教育部副理事兼学校教育グループ課長(東小学校教頭)尾島肇 ▽消防本部次長兼総務グループ課長(消防本部総務グループ課長)尾崎義次 ▽消防署長(消防署警防第1グループ課長)津田伊広

【課長級】

▽防災・防犯推進室室次長(都市整備部広域まちづくりグループ課長)溝端宏亮 ▽消防署警防第1グループ課長(消防署警防第2グループ課長)今西康寛 ▽消防署警防第2グループ課長(消防署警防第2グループ参事)西村文一 ▽総務部総務・情報統計グループ参事(総務部総務・情報統計グループ課長補佐)遠里小野隆司 ▽健康福祉部付参事(大阪狭山市シルバー人材センター)(再任用)

(総務部財政グループ参事(公共施設総合計画推進および公会計制度導入推進担当)(再任用))中野弘一 ▽市民生活部市民協働推進グループ参事(都市整備部公園緑地グループ参事)植田隆司 ▽教育部学校教育グループ参事(こども政策部子育て支援グループ参事(子育て支援センター))隅田よし子 ▽教育部社会教育・スポーツ振興グループ参事(教育部学校教育グループ課長補佐)上尾悦男 ▽こども政策部子育て支援グループ参事(子育て支援センター)(南第二幼稚園長)湯川幹子 ▽東野幼稚園長(西幼稚園長)池上佳子 ▽消防本部総務グループ参事(消防本部総務グループ課長補佐)中田幾治 ▽消防署警防第2グループ参事(消防署警防第1グループ課長補佐)加藤秀治

●退職 3月31日付け

【次長級】

▽教育部次長兼歴史文化グループ課長 楓仁孝 ▽消防署長 内田伸弘

【課長級】

▽こども政策部保育・教育グループ参事兼東野幼稚園長 竹口廣子

問い合わせ 人事グループ

クビアカツヤカミキリに注意!!

●どんな虫?

特定外来生物に指定されており、幼虫が桜や梅、桃などの木の内部を食い荒らし、木を弱らせたり枯死させたりします。幼虫は木の中で2~3年かけて成虫になり、6~8月に木から出て他の木に産卵することで、被害が拡大します。

●幼虫が入った木の特徴は?

木の根元に大量のフラス(木くずとフンが混じったもの)が見られます。

●木にフラスを発見したら?

公共施設内の木にフラスを発見したら、市役所へ連絡してください。自宅の庭など、自身が管理している木にフラスを発見した場合は、被害が拡大しないよう対策を講じてください。

対策例

○フラスの排出口を見つけ、薬剤を注入し駆除する

○木にネットを巻きつけるなど、成虫が外へ出ないようにする

ネットを巻きつけるときのポイント

・簡単に噛み切れない素材(農業用防風ネットなど)を使用する

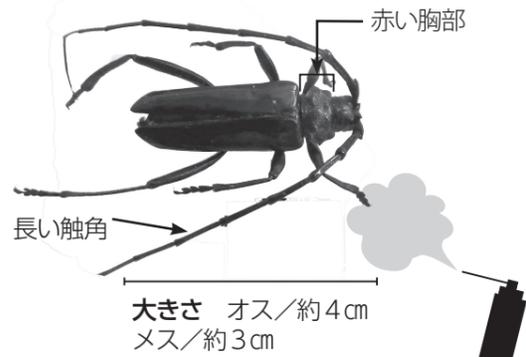
・網目の大きさは4~5mm程度で、幅2m以上のものを使用し、木の幹に二重に巻く

・幹に密着させない(ネットを噛み切ることがあるため)

問い合わせ 生活環境グループ、公園緑地グループ

クビアカツヤカミキリの成虫の特徴

色 全体が光沢のある黒、胸部の一部が赤



成虫を見つけたら、薬剤などで補殺してください



▲木の根元に溜まるフラス(木くず)



▲ネットで成虫が外へ出るのを防ぐ

採用試験の時期を
早めます

大阪狭山市
職員募集

第1次試験日
6月10日(日)

| 試験職種 (採用予定人数) | 受験資格・採用時期 |
|------------------------|--|
| 事務職A (5人程度) | 平成4年4月2日~平成7年4月1日に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業(卒業見込みを含む)または大学卒業程度の学力を有する人 ※採用予定時期は、平成30年10月1日 |
| 事務職B (3人程度) | 平成7年4月2日~平成9年4月1日に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業(卒業見込みを含む)または大学卒業程度の学力を有する人 ※採用予定時期は、平成31年4月1日 |
| 事務職 (障がい) (1人程度) | 昭和63年4月2日~平成9年4月1日に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業(卒業見込みを含む)または大学卒業程度の学力を有する人で、下記の要件を満たす人 ①身体障がい者手帳を持っている人、②自力で通勤ができ、かつ介助者なしに職務遂行が可能な人 ※採用予定時期は、平成31年4月1日 |

受験申込 1日(火)から人事グループで配布する募集案内で詳細を確認し、所定の受験申込書などを7日(月)から25日(金)午後5時30分までに人事グループへ提出(土・日曜日を除く。ただし、19日(土)は午前中のみ受付)。郵送は25日(金)必着 ※募集案内、受験申込書などは、市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 人事グループ

5月は宅地防災月間



「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや、土砂の流出による災害発生を未然に防ぐ目的で実施します。宅地災害は、いったん起ると家屋や家財、ときには人命に関わることもなかりかねません。造成中の急斜面や無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次の事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発、普及を図るため、5月下旬に、宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を開催します。詳しくは、大阪府建築指導室ホームページや都市計画グループで配布する案内チラシを確認してください。

家庭でも、この機会に宅地災害を未然に防止するために必要な点検をお願いします。次の点について自宅の周辺を点検し、早急に適

切な処置をしてください。

- ①石垣、よう壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出していないですか。
- ②石垣、よう壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
- ③地盤は沈下していませんか。
- ④排水のための溝に泥などがつまっていませんか。

なお、大阪府建築指導室が発行している「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」には、点検方法などを具体的に記載しています。マニュアルは、大阪府建築指導室ホームページに掲載しています。

問い合わせ 都市計画グループまたは大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
☎06-6210-6722

5月は水防月間

大雨のときに自分を守るために一番重要なことは、正確な情報入手することです。大雨時には、テレビやラジオ、インターネットなどの気象情報を確認する習慣を身につけるようにしましょう。

大阪府ホームページ(<http://www.osaka-kasen-portal.net/subou/>)では、雨量や水位の観測情報を提供しており、川の状況をイラスト画面で表示した河川防災情報を提供しています。

夏の省エネ強化期間

1日(火)～10月31日(水)

市では、省エネルギー活動推進のため、次の取り組みを実施します。ご理解とご協力をお願いします。

- 実施期間** 1日(火)～10月31日(水)
取組内容 ①執務室・会議室における適正冷房(室内温度28℃)の実施、②軽装(クールビズスタイル)での勤務

問い合わせ 生活環境グループ

防災マップを知っていますか？

市では、市内の避難所や河川の洪水リスク表示図などを記載した「防災マップ」を発行しています。本格的な梅雨が訪れる前に、危険箇所や近くの避難場所などを確認しておきましょう。また外出先での災害を想定して、通勤、通学路などを確認することも大切です。防災マップは、防災・防犯推進室で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

平時に準備しておこう

- 浸水や土砂災害の危険性が高い地域を知る
 - 自宅から避難場所までの安全な経路を考える
 - 停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオを用意する
 - いつでも避難できるように、非常用持ち出し袋を用意する
- 問い合わせ** 防災・防犯推進室



平時に準備を

備えを

防災情報メールに登録して被害に備えましょう

問い合わせ 「PM2.5、光化学スモッグ」生活環境グループ、「水防月間」大阪府都市整備部河川室または危機管理室 ☎06-69941-0325

PM2.5の注意喚起について

PM2.5は、大きさが2.5マイクロメートル以下の非常に小さい大気中の粒子で、長期にわたり高濃度のものを吸収すると健康への影響が懸念されます。そのため、大阪府では府内6つの地域のうち1つでも、午前5時から午後7時までの平均濃度が85マイクログラム/㎥を超えた場合、また午前5時から午後0

時までの平均濃度が80マイクログラム/㎥を超えた場合に、大阪府民の皆さんに「注意喚起」を行い、できるだけ外出を減らすなどの行動の目安もお知らせします。PM2.5に関する注意喚起の情報は、大阪府ホームページ(<http://www.pref-osaka.jp/kankyohozen/taiki/taikosen.html>)を確認しましょう。

光化学スモッグ

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線により反応し、「光化学オキシダント」を生成して、大気が白くもやがかかった状態になることです。光化学スモッグは、風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向があります。

「光化学オキシダント」は高濃度になると人や植物に影響を及ぼす恐れがあるため、市では「予報」「注意報」などを

発令し、注意を呼びかけています。予報、注意報が発令された場合、屋外での激しい運動や外出などは避け、屋内へ入りましょう。

目がチカチカしたりするのが痛くなったりしたときには、水道水で目を洗ったりうがいをしてください。こぼれへ安静しましょう。光化学スモッグの発令状況は、大阪府ホームページ(<http://taikankyo.pref.osaka.jp/Causissue/smog/index.jsp>)で確認しましょう。

おおさか防災ネットの防災情報メールサービス(<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>)に登録する。PM2.5の注意喚起、光化学スモッグ発令状況、気象警報・注意報や、災害時の避難勧告・避難指示緊急情報などがメールで届きます。登録には、QRコードを読み込むか、touroku@osakabousai.netにEメールを送信してください。利用料は無料です。※受信などに必要な通信料がかかります。

登録QRコード

市立コミュニティセンターに、超高密度気象観測・情報提供サービス(POTEKA®)を導入しました



POTEKA®は雨量、温度、湿度、気圧、風向、風速、日射を測定することができる小型気象観測システムで、近年頻発している局地的な集中豪雨による浸水害や土砂災害に対応するため、ポイントの気象情報をリアルタイムで観測することができ、防災対策のほか、夏の豪雨被害や熱中症、外出前の雨雲の確認などに活用されています。

スマートフォンアプリ「MY POTEKA」やホームページ「POTEKA NET」(<http://www.poteka.net.com/>)、全国のPOTEKA設置場所の気象情報を閲覧できます。



▲「POTEKA NET」QRコード



問い合わせ 防災・防犯推進室

消費生活センター

消費生活センターでは、「消費生活相談員」資格を有する相談員が、消費生活に関する相談や問題解決に向けた助言、苦情処理のためのあっせんを行っています。

お困りのことがあれば、相談してください。電話での相談も実施しています。



相談受付時間 月～金曜日(祝日を除く)
午前10時～午後4時 ※予約制

■利用者の傾向

消費生活センターには、毎月平均30件ほどの相談が寄せられています。相談者を年齢階層別で見ると、65歳以上の人の占める割合が3分の1を超えており、全国平均の1.5倍となっています。また、女性より男性からの相談の方が多いのも本市の特徴となっています。

■相談の傾向

特に本市においては、高齢者に対して高額な景品を提示して長期の新聞購読契約を結んだことによる解約トラブルや、法務局など国の機関を騙って「訴訟最終告知書」という文書を送りつけて、お金を支払わせようとするトラブルが増加しています。

主な相談事例

- インターネットによる販売契約、サイト料金の不当・架空請求
- 賃貸住宅の退去時のトラブル
- 健康食品など通信販売
- 金融商品取引(FX、バイナリーオプションを含む)に係るトラブルなど

問い合わせ 消費生活センター(農政商工グループ内)
☎366-2400

平成31年度から 公の施設を管理する 指定管理者を募集します

市では、平成30年度末に指定期間が満了する公の施設について、平成31年度から各施設を管理する指定管理者を募集します。募集する施設は、右表のとおりです。指定期間はいずれも平成31年4月1日～平成36年(2024年)3月31日です。詳しくは、募集要項を確認してください。

募集要項の配布場所 各施設所管グループ、または企画グループ ※市ホームページからもダウンロードできます

募集要項の配布期間 14日(月)～6月19日(火) **申請期間** 6月13日(水)～19日(火) **説明会** 23日(水)市役所・第1・2会議室

問い合わせ 各施設所管グループまたは企画グループ

| 施設名 | 所管グループ |
|--|---------------------------------|
| 1 心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター(さつき荘) 障害者地域活動支援センター 老人福祉センター(さやま荘) | 福祉グループ 子育て支援グループ 高齢介護グループ |
| 2 市立コミュニティセンター | 市民窓口グループ |
| 3 総合体育館 市民総合グラウンド 野球場 池尻体育館 ふれあいスポーツ広場 山本テニスコート 大野テニスコート | 社会教育・スポーツ振興グループ |

5月は消費者月間です

ともに築こう豊かな消費社会へ誰一人取り残さない

国では、毎年5月を「消費者月間」と定めており、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの事業に集中的に取り組んでいます。
この機会に、「消費者」としての自分を見つめなおし、新たなサービスを受ける際には、本当に必要なものか、もしトラブルに巻き込まれたときにはどうするかなど、家族や身近な人たちとよく話し合っておきましょう。

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者へお知らせ

8月から70歳以上の人の高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重にならないように、被保険者が医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分が後で保険者から償還払いされる制度です。8月から次のとおり自己負担限度額が変わります。

8月からの自己負担限度額とその判定基準

| 所得区分 | 自己負担限度額(月額) | |
|-------------|---|------------------------|
| | 外来(個人単位) | 外来と入院(世帯単位) |
| 課税所得690万円以上 | 25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (14万100円)(※1) | |
| 課税所得380万円以上 | 16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (9万3,000円)(※1) | |
| 課税所得145万円以上 | 8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4万4,400円)(※1) | |
| 一般 | 1万8,000円(年間14万4,000円上限) | 5万7,600円(4万4,400円)(※1) |
| 低所得Ⅱ(※2) | 8,000円 | 2万4,600円 |
| 低所得Ⅰ(※3) | | 1万5,000円 |

- 入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含みません
 - 月の途中で75歳になった人の場合、その誕生月は、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1(半額)になります。ただし、国民健康保険被保険者は、大阪府内の市町村間で転居した場合、転入・出市町村における自己負担限度額がそれぞれ2分の1になります。また、大阪府内の市町村間で転居した月に75歳になる場合、自己負担限度額が4分の1になります
 - (※1)()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額
 - (※2)低所得Ⅱとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者
 - (※3)低所得Ⅰとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯の方全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者
- 問い合わせ** 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031、または保険年金グループ

受動喫煙のないまちづくりを

世界禁煙デー・禁煙週間

問い合わせ 保健センター

毎年5月31日はWHO(世界保健機関)が定めた「世界禁煙デー」です。また、厚生労働省では31日(水)から6月6日(火)までを禁煙週間と定めています。市でも、「健康大阪さやま 21(第2次計画)」において受動喫煙の防止や禁煙支援に取り組んでいます。

たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」と火のついたたばこの先から出る「副流煙」があります。たばこの煙には200種類以上の有害物質が含まれています。副流煙と喫煙者が吐き出す煙(呼出煙)を自分の意思と関係なく吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。

たばこは喫煙者の健康を害するのはもちろんですが、受動喫煙によって非喫煙者の健康も害しています。特に成長過程にある子どもは健康被害を受けやすいことがわかっています。WHOではたばこの被害を減らすため、国際条約で規制することを決定し「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を発効、受動喫煙防止に関する取り組みをすすめています。また、平成15年に施行された健康増進法第25条でも受動喫煙の防止について明記されています。

多くの人々が利用する公共空間では受動喫煙防止に協力してください。現在喫煙している人は、自分だけでなく周りの大切な人のためにも禁煙に取り組んでみませんか。禁煙治療には、健康保険適用が可能な場合もあります。禁煙外来のある医療機関や保健センター、富田林保健所でも禁煙相談を行っています。